

環境保全型農業農村基本計画

北海道根室市

目 次

第 1 章 基本方針.....	1
1. 地域の概況.....	1
(1) 対象地域の所在.....	1
(2) 地域の特性.....	1
(3) 地域農業の状況.....	2
2. 生産性向上・環境保全に係る事項.....	3
(1) 地域農業の展開方向.....	3
(2) 環境保全対策の展開方向.....	3
第 2 章 整備の基本計画.....	4
(1) 生産性向上に向けた具体的な対策と整備計画.....	4
(2) 環境保全に向けた具体的な対策と整備計画.....	5
第 3 章 推進体制.....	7
(1) 事業実施に向けた推進・指導体制.....	7
第 4 章 集落協定等.....	8
(1) 集落協定の範囲.....	8
(2) 協定事項の内容.....	8
(3) 全体会議の開催.....	8
(4) 集落協定の適用.....	8
第 5 章 地域環境保全にかかるモニタリング.....	9
(1) 河川の水質に関する指定状況.....	9
(2) 河川の水質状況.....	9
(3) モニタリングの対象河川.....	9
(4) モニタリングの項目.....	10
(5) 水質改善目標.....	10
(6) モニタリングの地点.....	10
(7) モニタリング体制.....	10
第 6 章 その他必要な事項.....	10
(1) 事業の推進計画について.....	10

第1章 基本方針

本市は、北海道最東部の根室半島に位置し、ラムサール条約登録湿地である風蓮湖・春国岱をはじめ豊かな自然環境に恵まれた地域である。また、冷涼な気象条件と広大な土地資源を背景として、新酪農村建設事業等国家プロジェクトにより生産基盤が整備され、現在では我が国でも有数の大規模酪農経営が行われ、安定的食料供給基地としての役割を担っている。

しかし、酪農を取り巻く環境は、農家人口の減少や高齢化による労働力不足等に加え、乳価の引き下げや牛乳・乳製品の消費低迷、生産資材の高騰により厳しい経営状態にある。

さらに、こうした中、本地域では、農業用排水施設の能力不足等による牧草の生産性低下や農業生産に伴う環境への負荷が懸念されている。

これらの情勢を踏まえて、経営の合理化、生産コストの低減に向けた経営基盤の強化を図るとともに、農業基盤整備及び環境保全に資する各種事業等との連携の基に生産性の向上と併せて環境への負荷の軽減等環境保全型農業の推進を図るために環境保全型農業農村基本計画（以下、「基本計画」という）を策定するものである。

1. 地域の概況

（1）対象地域の所在

北海道根室市

（2）地域の特性

本市は、広大な根釧原野に拓けた大規模酪農と水産業、観光を基幹的産業とする地帯である。

地形は、半島状に細長く、緩い傾斜を成している。地質は、千島火山系摩周岳に由来する火山灰土壌に広く覆われ、河川や湖沼周辺に一部灰色低地土や泥炭土がみられる。北はオホーツク海、南は太平洋に臨むことから、気象は海洋性気候で、春から夏にかけては海霧の発生のため冷涼であり、冬は寒冷で積雪は少ない。

地域には、風蓮湖に注ぐ別当賀川等と直接オホーツク海や太平洋に注ぐ小河川があり、野付風蓮道立自然公園に指定されている風蓮湖、温根沼をはじめ多くの湖沼が存在する。また、地域には貴重種も多くみられ、タンチョウやシマフクロウ、カラフトルリシジミ等、国指定の天然記念物が生息している。

(3) 地域農業の状況

地域農業は、新しい酪農郷を目指した新酪農村建設事業等の国家プロジェクトにより現在の生産基盤が整備され、戸当たり耕地面積はEU諸国平均を越える水準となっている。

しかし、生乳生産の抑制や乳価の引き下げ等、酪農を取り巻く環境は、一段と厳しさを増している。また、戸当たり経営面積や乳用牛飼養頭数の増加等、経営規模が拡大する一方で、家族単位の経営による労働の過重や労働力不足、高齢化や後継者不足等が顕在化している。

さらに、本地域では、農業用排水施設の老朽化や能力不足、農作物の湛水被害等の生産性低下のほか、軽じような火山性土壌の分布と相まって農業生産に伴う河川・湖沼の水質への影響が懸念されている。

根室市農業の概況と地域振興計画等

所 在	北海道根室市					備 考
15歳以上就業者数(人)	15歳以上就業者数	農業就業人口			農業就業者比率(%)	国勢調査報告 (平成22年)
		男	女	計		
	15,104	225	144	369	2.4	
農家戸数(戸)	農家戸数	専兼業農家戸数				
		専業	兼業			世界農林業センサス (平成22年)
			第1種	第2種	全体	
	119	86	17	16	33	
面 積 (ha)	市町村面 積	地目別面積			耕地面積比率(%)	北海道統計書 (平成22年)
		耕地	山林・原野	その他		
		51,271	16,937	13,113	21,221	
耕地面積 (ha)	田	畠	樹園地	計	33%	農林水産統計 (平成22年)
		-	9,650	-	9,650	
主要作物 (ha)	主要作物別作付面積					農林水産統計 (平成18年)
	牧 草					
		9,570				
飼養頭数 (頭)	乳牛飼養頭数			生乳生産量(t)		農林水産統計 (平成18年)
	総頭数	2才未満	2才以上			
	12,500	4,490	8,010	51,730		
地域振興 計 画 等	農業振興地域(S45.3.31) 根室集約酪農地域(S47.7.1) 振興山村地域(S48.3.5) 酪農・肉用牛生産近代化計画(H23.5) 農業経営基盤強化促進基本構想(H23.10) 根室市家畜排せつ物利用促進計画(H13.6) 根室市田園環境整備マスター プラン(H14)					

2. 生産性向上・環境保全に係る事項

本市の農業振興に関する計画としては、「根室市総合計画」、「酪農・肉用牛生産近代化計画」等があり、これらを基本に地域農業の振興、活性化及び酪農経営の安定化に向け、生産性の向上とともに環境への負荷の軽減等持続的な農業の確立に向け各種対策を講じるものとする。

(1) 地域農業の展開方向

酪農を取り巻く環境は、世界の穀物需要量の増加や国際的な畜産業の振興によって穀物・飼料需給の逼迫や肥料等の生産資材の高騰が予想される。

その上で、持続的な農業を確立するためには、生産者の創意・工夫による自助努力はもちろんのこと、生産性の向上、生産コストの低減等により、経営体の強化を図る必要がある。

このため、優良農地の確保のための農地基盤の整備、家畜ふん尿の有効かつ適正利用のための施設整備等を積極的に推進し、農業の生産性を高め、先進技術の開発や経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体とこれを支える優れた後継者の育成を図り「活力ある」農村を創造していくものとする。

(2) 環境保全対策の展開方向

農業基盤整備を積極的に推進するとともに、農地や農業用施設等の持つ多面的な機能を最大限活用した整備手法の工夫による環境保全対策を講じる。

また、ソフト面では有機質資源を効率的に農地還元し、物質循環を適正に進めるための体制の整備、農業者による集落協定を締結し、資源リサイクル農業の推進、環境負荷物質の軽減対策を講じる等環境保全型農業を積極的に推進する。

地域の河川・湖沼等は、優れた自然の景勝地であるとともに水産資源活用の場でもあり、環境保全に関する地域の認識が高まっている。特に風蓮湖、春国岱周辺は自然の宝庫であるとともに、世界的な渡り鳥の中継地でもあることから環境保全対策を推進する。

第2章 整備の基本計画

(1) 生産性向上に向けた具体的な対策と整備計画

地域農業は、生産資材の高騰や、乳価の低下等厳しい経営を強いられており、さらなる経営の合理化、生産コストの低減など経営基盤の強化が必要である。

さらに、地域農業は、用水施設の老朽化や営農形態の変化に伴う肥培かんがい用水の不足、また農地の湛水被害が発生し、牧草の生育障害、農作業効率の低下等、不安定な経営を余儀なくされている。

このため、生産性の向上や生産コストの低減に向け、農業用排水施設及び農地基盤の整備等の各種対策を行う。

具体的対策

1. 用水施設及び肥培かんがい施設の整備を行い、用水の安定供給及び家畜ふん尿の有効利用による作物の增收と購入肥料費節減を図る。(生産性向上対策)
2. 排水路等の整備を行い、作物の湛水及び過湿被害を解消するとともに、機械作業効率の向上を図る。(生産性向上対策)

整備計画

対策区分	工種
生産性向上対策	用水路
	肥培かんがい施設
	排水路
	土層改良
	暗渠排水

(2) 環境保全に向けた具体的な対策と整備計画

地域農業は、生産性の向上に加えて、有機質資源の農地還元による物質循環の適正化や飼料生産の効率化・低コスト化に向けた持続的な環境保全型農業の推進を図り、農業経営の安定とクリーンで住みやすい農村環境づくりを目指す。

また、排水路が有する水質浄化機能を発揮させるため、生産性の向上と併せて環境負荷軽減に向けた排水路施設の整備により公共用水域の水質保全に資する取り組みを強化する。

上記対策を実施するにあたっては、地域住民の合意形成や生活環境の保全等に十分な配慮を行う。

具体的対策

1. 排水路整備と併せて遊水池、土砂緩止林、排水調整池などの附帯施設を一体的に整備し、負荷物質の流出防止による水質浄化を図る。(水質改善対策)
2. 肥培かんがい施設、堆肥舎、尿溜、堆肥盤、パドックの整備を行い、家畜ふん尿の効率的な農地還元による資源循環を図る。(資源循環対策)
3. 畜舎周辺環境の整備を行い、負荷物質の流出防止を図る。(負荷源対策)
4. 集落協定の締結、人材育成、営農支援体制の強化、環境保全型営農の指導等、ソフト事業を積極的に推進する。(営農対策)
5. 水質モニタリングを実施し、現況の把握を通じて事業実施後の効果発現状況を検証する。

整備計画

対策区分	工種
水質改善対策	排水路
	(遊水池)
	(土砂緩止林)
	(排水調整池)
資源循環対策	肥培かんがい施設
	堆肥舎
	尿溜
	堆肥盤
負荷源対策	パドック
	畜舎周辺整備
営農対策	集落協定等の整備
	人材育成
	土壤診断
	環境保全型営農指導
その他	水質モニタリング

第3章 推進体制

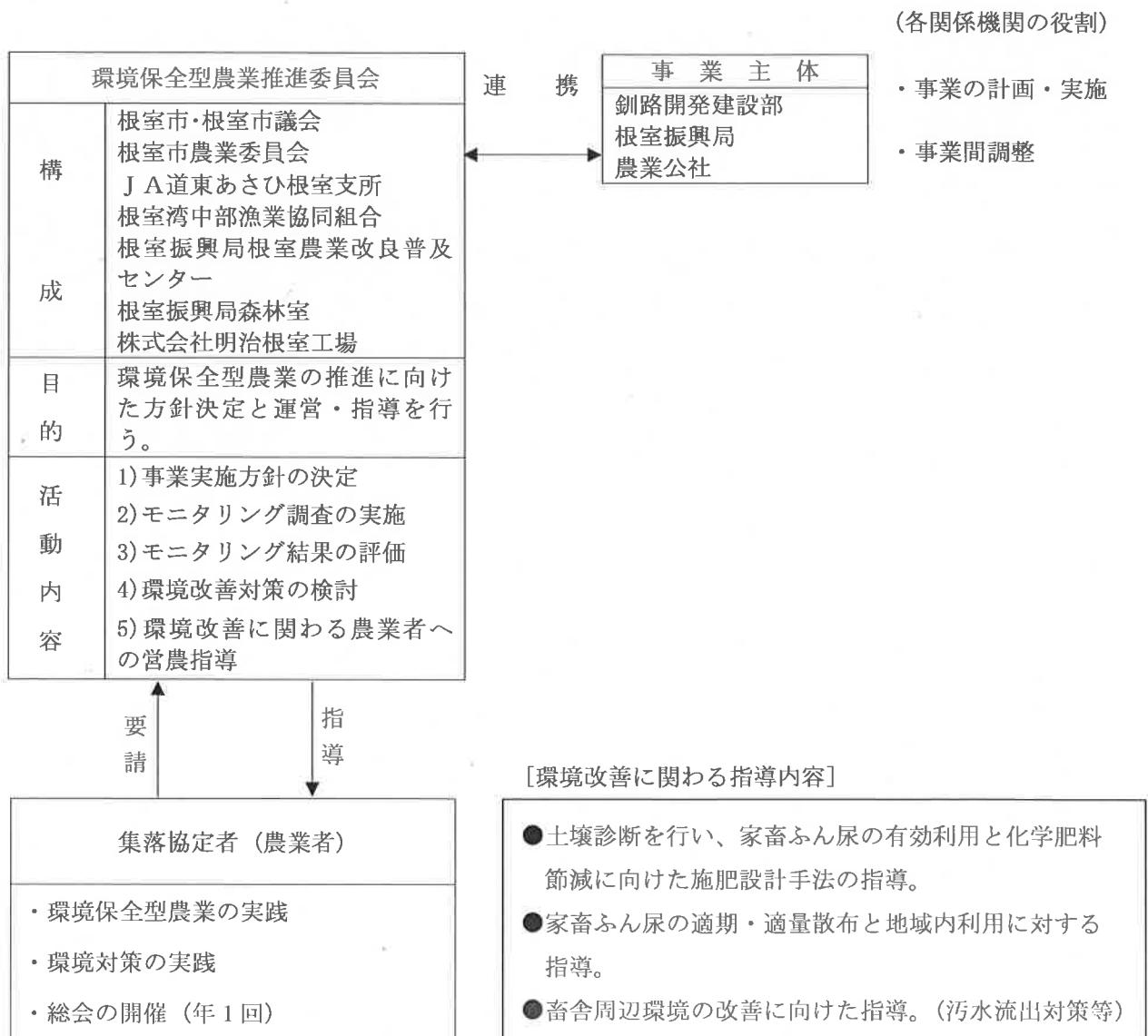
(1) 事業実施に向けた推進・指導体制

地元関係機関・団体等からなる「環境保全型農業推進委員会」(以下「委員会」という)を設置し、

基本計画に基づく環境保全型農業の推進を図るものとする。

委員会は、事業主体(釧路開発建設部、根室振興局、農業公社)、農業改良普及センター等地域の関係機関との相互連携により、事業実施の推進、モニタリング調査の実施・評価、環境改善に向けた対策及び農業者への営農指導等を行うものとする。

農業者は集落協定を締結し、委員会及び関係機関の指導のもと環境保全型農業の推進に向けて実践するものとする。



第4章 集落協定等

基本計画に基づき環境保全型農業を推進するため、地域施策として関係機関、団体、農業者等、関係者が一体となって取り組むものとする。

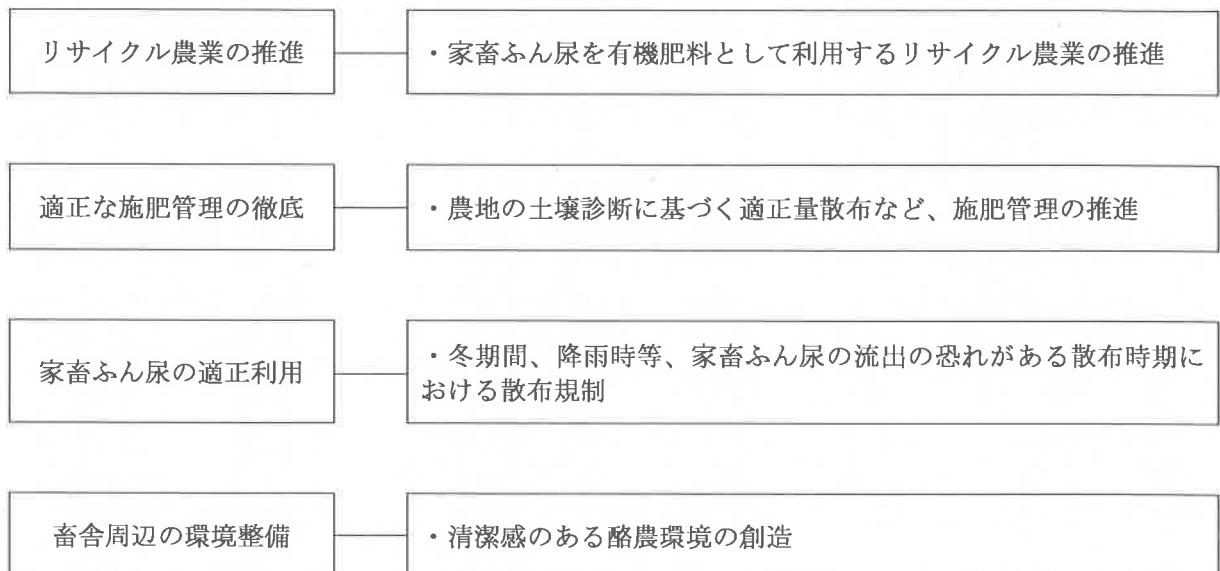
農業者は、自らが家畜ふん尿の適正利用、畜舎周辺環境の適正管理などに積極的に取り組むこととし、環境保全に配慮した営農目標を定めた集落協定を締結するものとする。

(1) 集落協定の範囲

集落協定の対象範囲は、環境保全に資する農業基盤整備事業等を計画する区域とする。

(2) 協定事項の内容

集落協定の内容は、以下の営農目標とする。



(3) 全体会議の開催

集落協定の目標達成のためには農業者の現状認識が必要なことから、年1回の全体会議を開催し、モニタリング調査の結果、課題などの周知及び協定事項の確認を行う。

(4) 集落協定の適用

集落協定の適用は、農業基盤整備事業等によって環境保全に資する施設が整備された区域からとするが、整備前であっても可能な範囲で環境保全への配慮を行う。

第5章 地域環境保全にかかるモニタリング

各種事業等により必要な施設が整備された後、環境保全対策による効果の検証と地域環境の保全のため、地域内の主要河川の水質についてモニタリングを実施する。

(1) 河川の水質に関する指定状況

環境省の生活環境の保全に関する水質環境基準の指定において、別当賀川は河川A類型に指定されている。

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下

(2) 河川の水質状況

別当賀川は、水質環境基準類型指定水域であるが、環境基準を満足していない項目があり、水質改善に向けた対策の必要性が指摘されている。

(3) モニタリングの対象河川

モニタリングは、市内を流れる以下の主要河川とする。

河川名	河川指定	対象とする理由
別当賀川	普通河川	・流域内の農地から風蓮湖に流下する主要河川 ・水質環境基準類型指定水域、内水面漁業調整区域
ホロモシリ川	普通河川	・流域内の農地から根室湾に流下する主要河川
コタンケシ川	普通河川	・流域内の農地から根室湾に流下する主要河川

(4) モニタリングの項目

モニタリング調査は、農業の生産活動に伴う負荷物質とされる全窒素、全リンを対象とする。なお、北海道が行う公共用水域水質実態調査による河川の水質環境基準項目(pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数)の調査結果は比較の参考とする。

(5) 水質改善目標

河川の水質改善目標は、基本計画に基づく各種事業等の整備及び集落協定に基づく環境保全型農業の推進により、河川流出される全窒素、全リンの抑制を図ることとする。

このため、各種事業等の計画的な整備の推進を図るとともに集落協定に基づき適正な営農の推進に努めるものとする。

(6) モニタリングの地点

モニタリング調査は、以下の地点で行う。

河川名	調査地点	調査の位置付け	調査回数
別当賀川	別当賀橋	管理基準点	年8回(4~11月の月1回)
	別当賀川支庁界	補助基準点	〃(〃)
ホロモシリ川	国道橋下	管理基準点	〃(〃)
コタンケシ川	コタンケシ橋	管理基準点	〃(〃)

※管理基準点：流域最下流の代表地点

補助基準点：管理基準点上流の主要地点

(7) モニタリング体制

委員会が主体となり、モニタリングの実施、評価及び指導を行う。

第6章 その他必要な事項

(1) 事業の推進計画について

事業の推進にあたっては市内の農地全てを対象とすることから、各種対策による効果を効率的に発現させることに留意し、整備を行うこととする。

環境保全型農業農村基本計画に係る集落協定

第1条(目的)

本協定は、本市の基幹産業である酪農業の振興と地域の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、快適な生活空間の創造、農作業の安全性確保等を含めた環境保全型農業を推進し「持続可能な農業」を確立することを目的とする。

第2条(集落協定の範囲)

環境保全に資する農業基盤整備事業等を計画する区域の農業者をもって集落協定の範囲とし、農業者に変更があった場合は隨時交替するものとする。

第3条(協定事項)

農業生産性の向上を図り、環境保全型農業を推進し「持続可能な農業」を確立することを目的として次の協定を行う。

第1項 リサイクル農業の推進

家畜ふん尿を有機質肥料として積極的に活用し農地に還元するなどリサイクル農業を推進する。

第2項 施肥管理の推進

有機質肥料や化学肥料等の施用に当たっては、土壤診断に基づく適正量散布に心がけるなど、施肥管理を推進する。

第3項 家畜ふん尿等の流出防止

家畜ふん尿を有機質肥料として積極的に活用するため、必要かつ適切な家畜ふん尿の処理保管施設及び流出防止施設を整備し、河川及び排水路への流出防止に努め、水質環境の保全を図る。

第4項 家畜ふん尿の適正利用

- (1) 家畜ふん尿は、未熟状態では悪臭や衛生害虫、病原性微生物、寄生虫等の発生原因になるほか、雑草の種子拡散や肥料焼け等、牧草の生育障害につながる恐れがあるため、十分に腐熟させる等の適正な処理に努める。
- (2) 堆肥処理にあたっては、切り返しや攪拌等を行い、適正な腐熟化に努める。
- (3) 家畜ふん尿の管理・利用にあたっては、水路・河川等へ流出する恐れがある場所を避ける。
- (4) 敷布を行う場合には、風の強い時間帯を避ける等、飛散及び悪臭の防止に努める。
- (5) 敷布時期については、凍結時、積雪時及び降雨時を避ける等、適正利用に努める。
- (6) 敷布については、その全量をほ場に確實に敷布することに努める。

第5項 農家及び畜舎周辺の環境整備

- (1) 畜舎及びパドックで発生したふん尿については、適正にふん尿処理施設へ搬送するとともに、畜舎等の清掃に努め、畜舎等を衛生的に保ち悪臭の発生を防止する。
- (2) 農家及び畜舎周辺の環境保全に努めると共に、清潔感のある酪農環境を創造する。

第4条(全体会議等)

環境保全型農業推進委員会が実施したモニタリングの結果を報告し、課題等の周知及び協定事項の確認を行うため年1回の全体会議を開催する。

また、必要に応じて役員会を開催する。

第5条(役員)

全体会議の運営及び本協定の締結に向け、次の役員を選出する。

会長	1名
副会長	2名
委員(代議員)	若干名

第6条(役員の任期)

役員は全体会議において互選し、任期は1年とする。なお、役員の再選は可とする。

第7条(集落協定の適用)

この協定は、環境保全に資する各種事業等により施設等が整備された箇所を適用するものとする。

第8条(その他)

本協定事項の変更は、全体会議の承認事項とする。

平成24年11月15日 制定